

PCB廃安定器(蛍光灯・水銀灯) “処理費用削減”のご提案

お問い合わせ 03-6452-6332 有限会社ミック



<http://www.mic-factory.jp>



PCBの毒性と対策の経緯

PCBは1968年に起こった「カネミ油症事件」でその毒性が社会問題化し、1972年は政指導により製造や使用中止、回収・自己保管の指示がなされました。その、処理法が検討されましたが保管が余儀なくされる状況が永く続き、紛失や漏洩による環への影響が懸念されたことから、2001(H13)にPCB廃棄物の適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する「特別措置法」(PCB特措法)が交付されました。2004年からは全国5箇所の処理施設JESCOでの処理が開始されています。

JESCOは、国等の委託を受けて行う中間貯蔵事業と旧日本環境安全事業株式会社の実施していたPCB廃棄物処理事業を行う、政府全額出資の特殊会社です。引き続き、国の指導・監督及び委託費、施設設備補助金等を受けて事業を実施しています。全国5箇所にPCB廃棄物処理施設を設置し、保管事業者の皆様から委託を受けて処理を行います。第一号の北九州事業をはじめ、豊田事業、東京事業、大阪事業、北海道事業の5箇所で事業展開をしています。

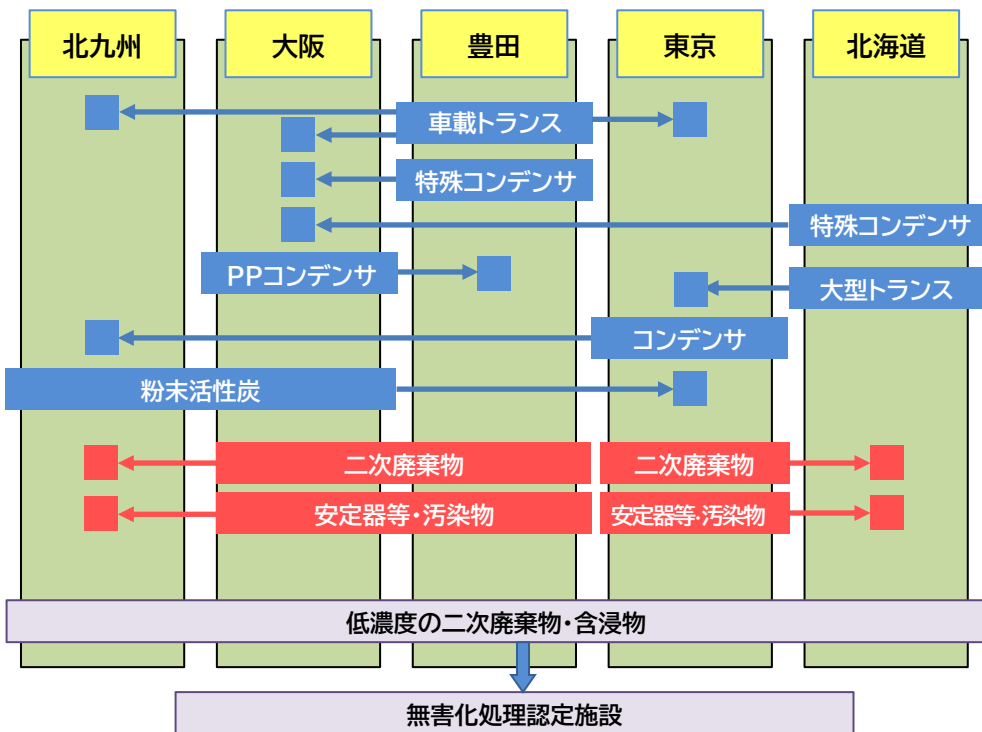
PCBに関する主な経緯

1954年(昭和29)	日本国内で製造開始
1968年(昭和43)	「カネミ油症事件」が発生 、その毒性が社会問題化
1972年(昭和47)	行政指導により製造や使用中止、回収・自己保管の指示
2001年(平成13)	6月「ストックホルム条約」の調印を受け 「PCB特別措置法」制定
2004年(平成16)	日本環境安全事業(株)(JESCO)でPCB処理開始
2014年(平成26)	PCB廃棄物の処理期限を2024年(令和6年)までに変更 ・南関東: JESCO北海道事業所で処理 ・近畿・中部: JESCO北九州事業所で処理

PCBが含まれている機器

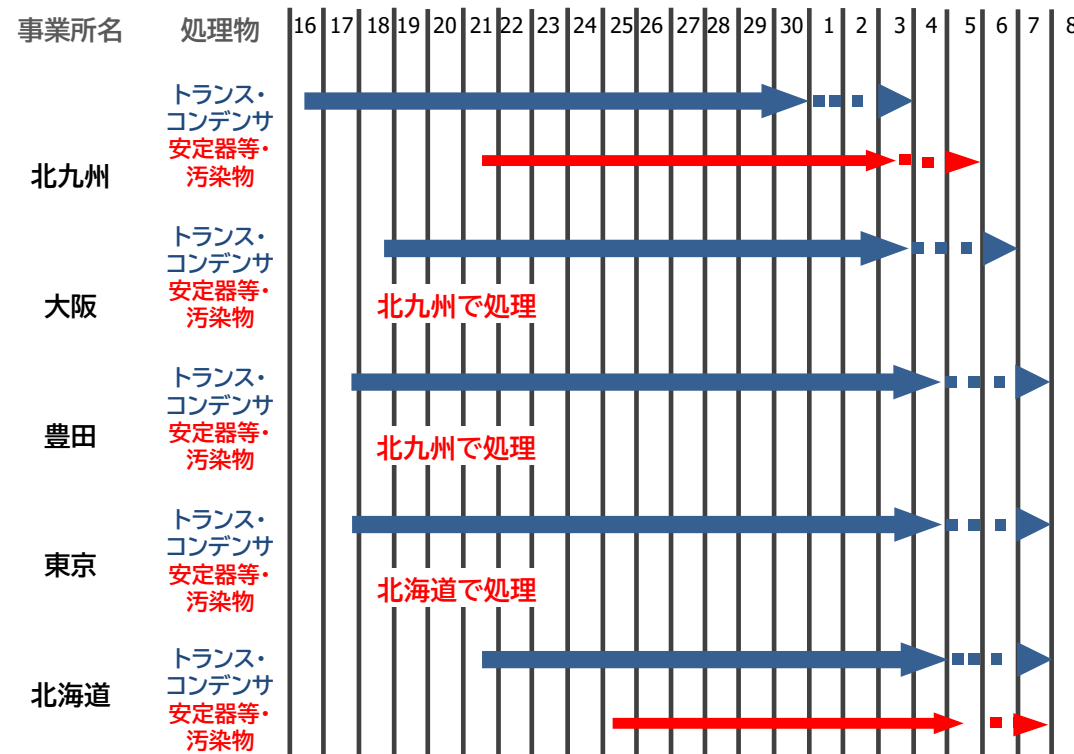
種類	安定器	高圧コンデンサ	高圧トランス	絶縁油	ウェス・汚染物
外観(例)					
用途・分類	蛍光灯の安定器内部等	発電・変電設備等	発電・変電設備等	機器から抜油した絶縁油等	抜油作業等で使用したウェスや保護具等
区分	高濃度 (PCB入りコンデンサの場合)	高濃度・低濃度	高濃度・低濃度	高濃度・低濃度	高濃度・低濃度

JESCO処理事業所役割



PCB廃棄物処理期間

(平成・令和年度)



PCB廃棄物保管事業者の義務

PCB廃棄物の扱いには、保管から処理に至るまで、PCB特措法等を厳密に遵守する必要があります。PCB特措法では、保管事業者に対して、保管や届け出、処理に関して義務を課しています。いずれもPCB廃棄物の適正管理を課す内容となっており、汚染の拡散や不法投棄を防止する内容です。違反した場合は、罰金等を科せられるばかりでなく、企業にとっては違反したことによりブランド力の毀損やCSRの取り組みに対する悪影響等のリスクが発生します。

	義務	内容	意義・罰則
I	保管・処分状況の届出	毎年、都道府県知事宛に届出	適正管理・不法投棄防止 ※違反時: 6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金
II	期限内の処分	2025年(令和7)までの処分	早期: 計画的な処理推進 ※違反時: 3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
III	譲渡・譲受の禁止	何人も他人に譲渡・譲受してはならない	汚染拡散・不法投棄防止 ※違反時: 法人の場合、1億円以下の罰金

PCB廃棄物を一日でも早く処理しなければならない理由

- 環境省では「ストックホルム条約」で求められている年限(2028年)までにPCB廃棄物を全て処理完了。

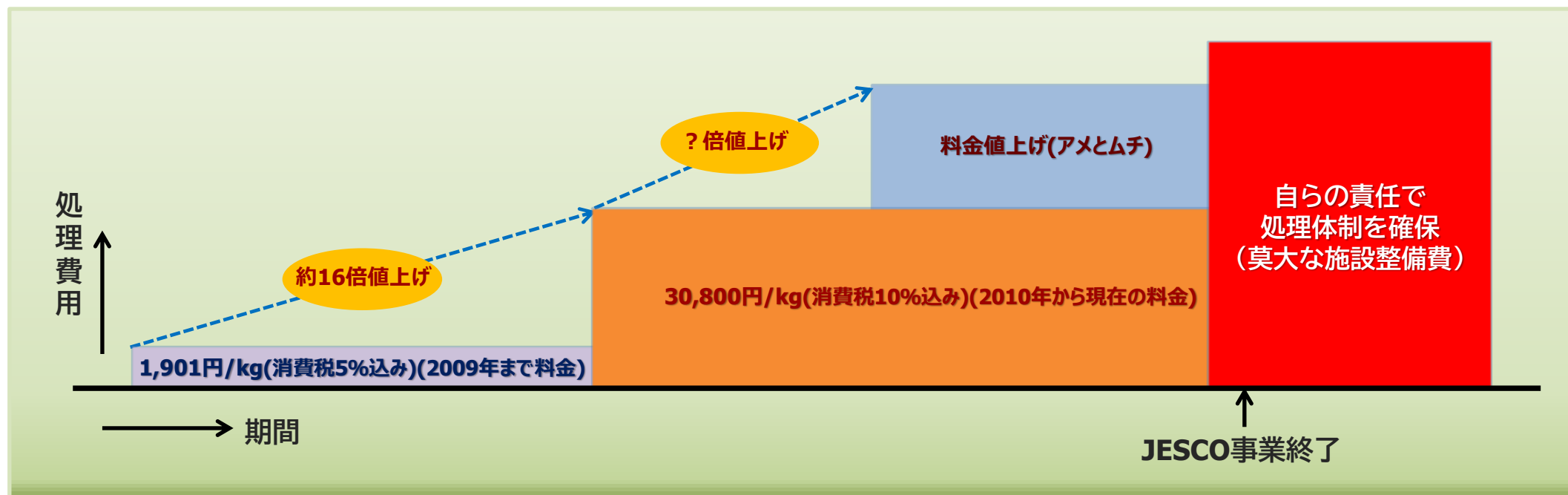
- 現在処理価格**30,800円(消費税10%込み)/kg**から値上げ。(現在その時期を検討中であり。)

その理由は当初処理期限2016年3月までに処理してなかった保有者の為、2025年まで変更になり、その変更期間内のJESCO処理場稼働や災害対策(地震・津波等)等にかかる費用を全保有者への費用値上げ(アメとムチ)により処理を徹底。

※環境省ホームページの2014年2月28日(金)「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」での資料2「PCB廃棄物処理に関する追加的な対策について」参照

・第11回「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」<http://www.env.go.jp/recycle/poly/conf/tekisei/11.html>

・資料2「PCB廃棄物処理に関する追加的な対策について」[PDF 63 KB] <http://www.env.go.jp/recycle/poly/conf/tekisei/11/mat02.pdf>



- 環境省では保管事業者がJESCOでの円滑な処理委託を行いやすくする為に分割払いや融資制度の取り組みを始めている。(2014年)
- JESCOに処理委託しない限り、自ら処理することは事実上不可能であることを周知徹底。
- 廃安定器の仕分けの徹底・促進について2017年8月に発表。<http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/bunbetsusokushin.pdf>
- 更に2019年10月に消費税が10%に値上げ。

PCB廃安定器(蛍光灯・水銀灯)を保管する事業者様へ

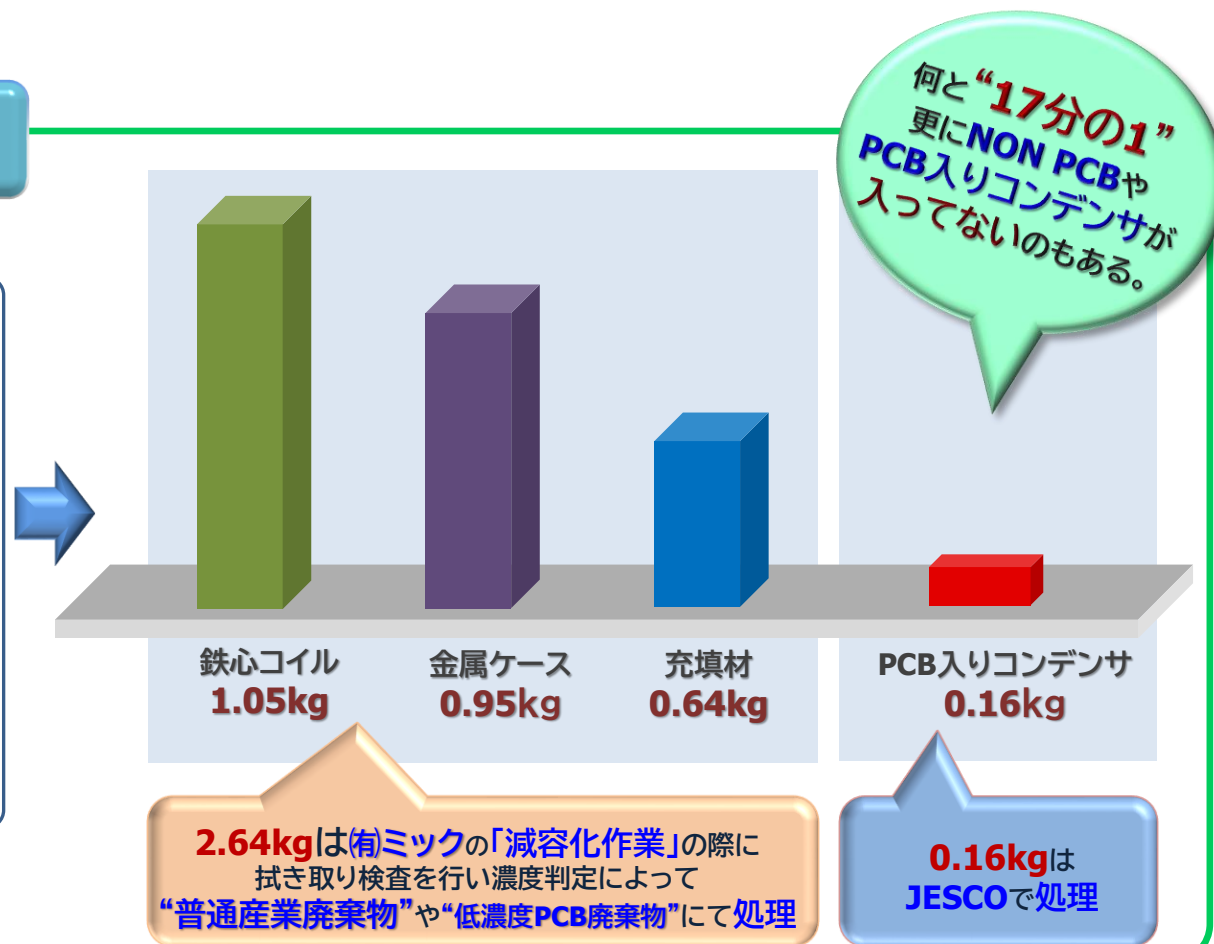
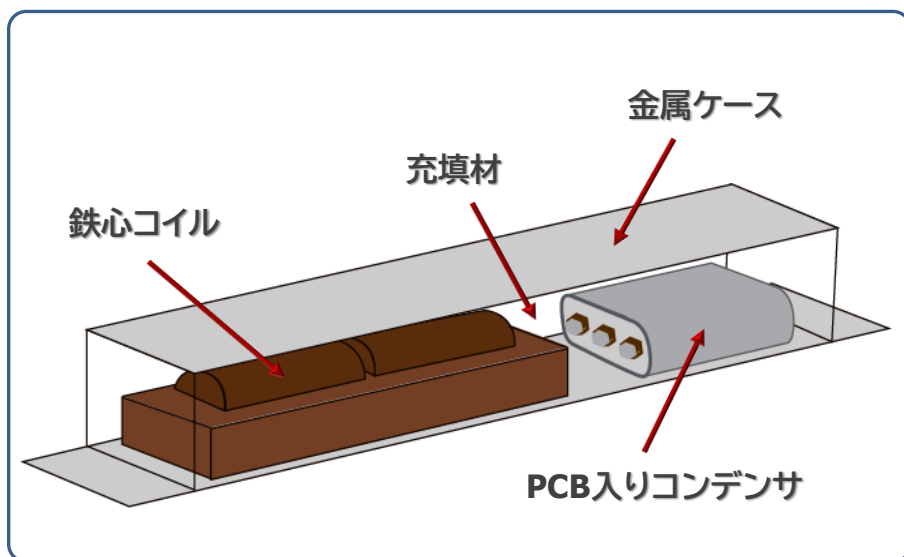
(有)ミックの「減容化作業」により**処理費用を大幅に“削減”**いたします！！

廃安定器は1個平均2.8kgになります。その中にPCB入りコンデンサがあり重さが何と0.16kgで残りの2.64kgは金属ケースや鉄心コイル、充填材になります。金属ケースや鉄心コイル、充填材は汚染されていない場合「普通産業廃棄物」として処理することが可能です。

ここで重要なポイントは(有)ミックの「減容化作業」により廃安定器の中にPCBが入って無いNON PCBコンデンサやPCB入りコンデンサ自体が入っていないものが多いことが把握できました。

このような経緯で (有)ミックの減容化作業費用を含めてもPCB廃安定器**処理費用を確実に50～75%以上削減**することが可能になります。

廃安定器1個 2.8kg(平均) - 分離例 -



PCB廃安定器(蛍光灯・水銀灯)を減容化のメリット

(1) PCB使用 / 不使用の徹底した判別



PCBは昭和32年1月~47年8月製造の安定器の一部のみ使用しており、JESCO処理対象物ではない「PCB不使用安定器」が混在している、事例が多数あります。

(2) コンデンサ外付け型安定器の減容化

作業前



2.36kg×30,800(税込)
=72,688(税込)

作業後



0.18kg×30,800(税込)
=5,544(税込)

**92%
削減**

(3) 簡スリットあり型安定器の減容化

作業前



3.78kg×30,800(税込)
=116,424(税込)

作業後



0.18kg×30,800(税込)
=5,544(税込)

**95%
削減**

(4) 簡易内蔵型(非充填材固定型)安定器の減容化

作業前



18.72kg×30,800(税込)
=576,576(税込)

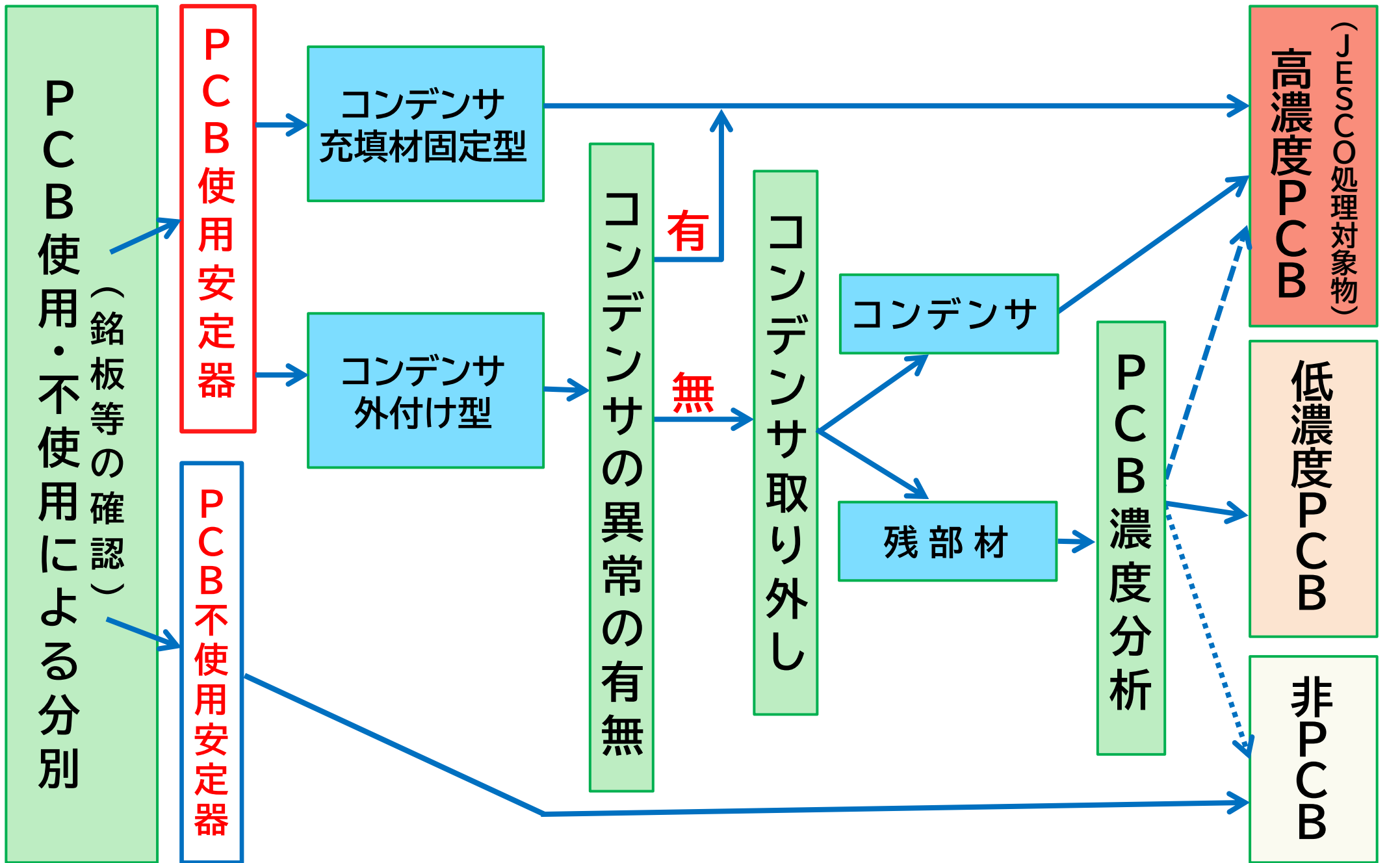
作業後



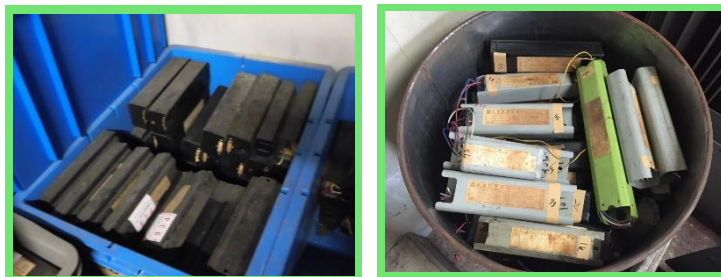
0.50kg×30,800(税込)
=15,400(税込)

**97%
削減**

廃安定器の仕分けフロー



PCB廃安定器(蛍光灯・水銀灯)減容化の流れ



保管状況確認



減容化作業実施



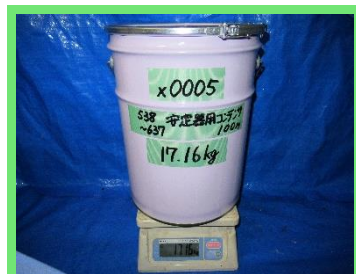
コンデンサ取り外し



残部材汚染検査



パール缶へ収納の上、計量



残部材を収納の上、計量



※'減容化作業'終了後、弊社で作成した「届出書」等は
全国都道府県の行政ですべて受理されています。 ※2008年～現在

PCB廃安定器(蛍光灯・水銀灯)処理の流れ

現在、PCB廃安定器の処理は日本環境安全事業株式会社(JESCO)北九州事業所と北海道事業所で行っております。

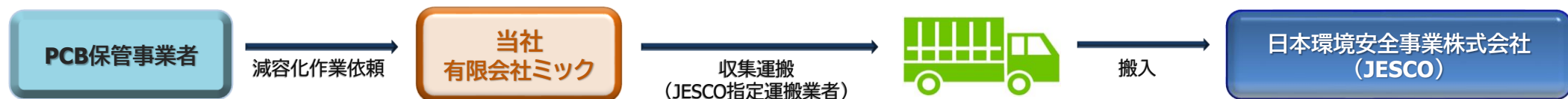
【一般的なPCB廃安定器処理の流れ】

【処理費用】廃安定器全ての重量(平均約**2.8kg**)が対象であり、**廃安定器1個に当たり約86,240円(消費税10%込み)** + 運賃



【(有)ミックのPCB廃安定器処理の流れ】

【処理費用】廃安定器の17分の1の重量(平均約**0.16kg**) + (有)ミック減容化作業費 + その他費用 + 普通産業廃棄物処理費 + 運賃



50~75%以上
“削減”

廃安定器の中にあるPCB処理分の重量は、
“約17分の1”
「減容化作業」により、PCB処理費用も
“約17分の1”
【その他費用】PCB汚染検査費・保管容器費・PCB濃度検査費用等

低濃度PCB含有廃棄物もご対応いたします。

低濃度PCB含有「トランス」や「コンデンサ」などの搬出作業及び収集運搬と処理場の手配も承ります。



有限会社ミックへ“減容化作業”を依頼される理由・その安全性

現地調査を**無償**で行い、お見積りを作成いたします。

「減容化作業」終了後、保管事業者様の行政への各「届出書」・**JESCO**への「搬入荷姿登録書」等**全ての提出資料**を当方で作成いたします。

減容化作業は「**PCB特別措置法**」・「**廃掃法**」等、各種関連法令を**順守した作業体制**で行います。

(有)ミックでの「減容化作業」終了後、作成した届出書等は**全国都道府県の行政で全て受理**されております。
※**2008年～現在**

減容化作業は「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任責任者**」・「**乙四危険物取扱者**」・「**PCB廃棄物の収集運搬作業従事者**」などの“**有資格者**”で行われます。

(有)ミックでの「減容化作業」終了後、**JESCO北九州・北海道PCB処理事業所**へ**問題なく搬入し、処理まで終えて**おります。
※**2008年～現在**

(有)ミックは**2008年以降「減容化作業」を開始後、一度も事故を起こした事例がない。**

安全性に加え「**CSR・コンプライアンス**」等、ご懸念がある場合は過去の実績等を直接お会いしてご説明させていただきます。

(有)ミックでは「減容化作業」終了後、保管事業者様に「**報告書**」を作成し報告いたします。

微量**PCB**や**トランス・コンデンサ**などの処理に対しても対応しております。



〒150-0011 東京都渋谷区東1丁目15-6
TEL 03-6452-6332 FAX 03-6452-6334
URL <http://www.mic-factory.jp>